

冤罪 私は無実です 最高裁で闘います

2014年12月11日の広島高裁控訴審判決は 不当判決！ 控訴棄却 でした。

煙石博さんは、

『 世紀の大冤罪！！警察・検察・司法による犯罪です。納得できません。
私は無実です。無罪でなければ許されません！！ 即上告します 』

として、

煙石博さんは、12月11日、弁護人に久保豊年弁護士を選任し、控訴審の判決を不服として、上告を申し立てました。

2月19日最高裁判所に「上告趣意書」を提出しました。

上告とは (Wikipedia より)

上告理由は控訴理由と比べ限定されており、刑事訴訟法によってそれぞれ以下の場合に限られている。

刑事訴訟の場合 (刑事訴訟法 405 条)

判決に憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤りがあること (1号)

最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと (2号)

最高裁判所の判例がない場合に、大審院若しくは上告裁判所たる高等裁判所の判例又は刑事訴訟法施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと (3号)

刑事訴訟では、上告理由がなくても、法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件については、上訴権者の申立てにより、自ら上告審としてその事件を受理することができる (刑訴法 406 条、刑訴規則 257 条～264 条)。

上告審の性格及び上告審での審理

上告審の法的性格は法律審であり、原則として上告審では原判決に憲法違反や法律解釈の誤りがあるかを中心に審理される。

刑事訴訟においても、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があって原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときには、原判決を破棄することができる。

上告審が法律審であるとの性格から、原則として証拠調べを行うことはない。

上告審における裁判

刑事訴訟においては上告が不適法である場合には決定で上告を棄却する (刑事訴訟法 414 条、385 条、395 条)。

上告に理由がない場合には判決で上告を棄却する (刑事訴訟法 408 条)。

上告審では「上告理由に当たらない」として上告が棄却される場合が多い。

上告が却下又は棄却された場合には、原判決が確定する。

上告趣意書 は 煙石博さんの無罪を勝ちとる会 <http://enseki.noor.jp/> で見ることが出来ます。

事件・裁判の経過 http://enseki.noor.jp/?page_id=275

上告趣意書(久保豊年弁護士)の一部を紹介します。

第5 職権破棄事由 (刑事訴訟法411条各号)

1 以上述べたように、本件における原判決には、上告理由が多数存在する。上記理由が法令違反の主張、事実誤認の主張を含むものであったとしても、下記のように原判決を破棄しなければ著しく正義に反する事情も認められる。刑事訴訟法411条1号または3号に基づく原判決破棄をされるべき事案である。

以下、職権破棄事由が存在することを詳述する。

(以下中略)

まとめ

以上の通り、本件においては、そもそも本件封筒に現金が在中していたことを客観的に証明する証拠が無い、防犯カメラの映像は不鮮明であり、被告人が記帳台から本件封筒を取り上げた、本件封筒から現金を抜き取った、記帳台に本件封筒を戻したということを認められる映像が存在しないという、積極的証拠が無い情況において、原判決・原々判決は、本件封筒に現金が在中していたことを信用性の認められない被害者親子の証言によって容易に認めた上で、本件封筒が記帳台に置かれている間に記帳台に近づいたのが被告人しかいないという思考上・論理上の消去法でもって被告人を犯人と決め付け、この結論と整合する事情を探りあげ、これと整合しない情況は無視ないし軽視して、被告人が犯行を行っていない事情を実質的に被告人側に立証させるような無罪推定原則に反する形で、被告人による本件犯行を肯定しているものであり、これを破棄しなければ正義に反すると言わざるをえない。

上告趣意書(煙石博)の一部を紹介します。

私はお金を盗っていません。この事は私が一番よく知っています。

証拠は、はっきりしない防犯ビデオの映像ですが、よく見ればとっていない事がわかります。

更に、高裁で鑑定人が提出したCD-Rを見ると、被害者と私の手指の動きが一切交わっていません。

これは証拠採用されました、判決では無視されました。

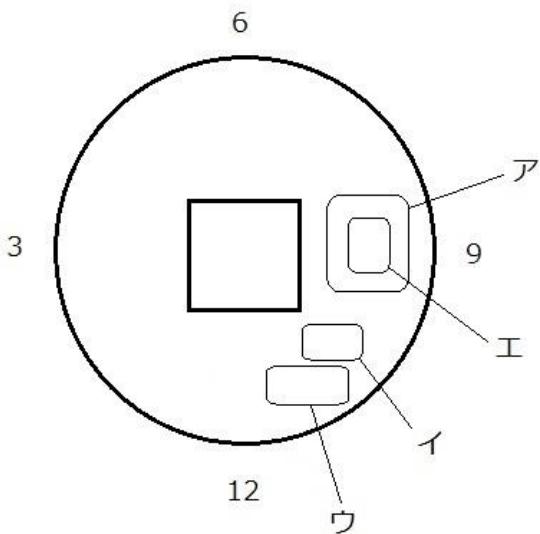
映像をよく見てください！

ア：被害者が封筒を置いた位置

イ：封筒を取ってはいないが「白い物体」を取ったとされる手の位置

ウ：私が窓口から帰って来て記帳台に手を置いた位置（検察側も明確にしていません）

エ：銀行警備員さんが封筒を取り上げた位置



私は封筒にすら触っていません。無実です！

私はこの2年間、私の人権も社会的存在も、人生の貴重な時間とお金も失い、多くの皆様にご迷惑をおかけし、顔に泥を塗られたまま、大きな犠牲を強いられています。私のみならず、家族も地獄の苦しみを強いられてきました。

私はお金を盗っていません！無実です！

本通りで 「 私は無実です 」 と訴えます。 煙石 博

信じられないでしょうが、これは恐ろしい真実です！！

明日は あなたかも・・・・。

日 時 : 3月3日(火) 13:30~14:00 (集合 13:00)

場 所 : 本通り 「叶や」の横の道路 (本通り電停交差点)

内 容 : ビラ配布と署名訴え 配布ビラ 別紙

(この行動は、1月16日、煙石博さんの無罪を勝ちとる会総会、今後の活動の中で
街頭でのビラ配布、署名の訴えを行うこと が承認されました。)

本通りに来て、煙石博さんを励まして下さい。よろしくお願ひします。

煙石博さんの無罪を勝ちとる会 会長 佐伯 積

以上